

国立大学法人弘前大学と株式会社日本政策金融公庫との連携協力に関する協定書

国立大学法人弘前大学(以下「甲」という。)と株式会社日本政策金融公庫(以下「乙」という。)は、相互の発展を目指し、相互協力が可能な全ての分野における互恵の精神に基づいた具体的な連携協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が密接な連携協力により、甲はその研究成果や知見を提供し、乙は創業、事業再生、海外展開、農商工連携等にかかる知見を提供することにより、両者が有するネットワークを活用し情報交換等を行い、地域社会の活性化を推進し、地方創生に貢献することを目的とする。

(連携協力窓口)

第2条 甲及び乙は、連携協力を円滑に実施するため、甲の社会連携部と乙の弘前支店に連携協力の推進にかかる窓口を置き、必要な協力をを行うものとする。

(連携協力事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の分野について連携協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) 地方創生に関すること。
- (3) 地域振興に資する人材の育成に関すること。
- (4) 学術研究に関すること。
- (5) その他産学連携の協力推進にかかる必要事項。

2 前項各分野において連携協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

(守秘義務等)

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づき知り得た情報を連携協力上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、個別企業、食産業・地域振興・農業等経営体の情報及び個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続きを行うものとする。

3 第1項は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

(個人情報等の取扱い)

第5条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(複写及び保管等)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報の複写又は複製について、連携協力上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

(情報の返還等)

第7条 甲及び乙は、相手方から提供された情報に関しての返還の請求があった場合は、これを速やかに返還し、又は相手方の指示に従って処分する。

(漏えいの防止等)

第8条 甲及び乙は、本協定第4条から前条までの義務違反があった場合又は秘密が漏えいするおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めるとともに、相手方に報告する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに甲及び乙いずれか一方から相手方に対し書面にて別段の意思表示があった場合を除き、本協定は1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項に関わらず、甲又は乙は、相手方に対して1ヵ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を失効させることができる。

(協議解決)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈上疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決する。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上各1通を保管する。

平成28年7月21日

甲 住 所 青森県弘前市文京町1番地
氏 名 国立大学法人弘前大学

学 長 15 棚 敬 印

乙 住 所 青森県青森市長島一丁目5番1号
氏 名 株式会社 日本政策金融公庫青森支店

支 店 長 市 川 聖 司 印

住 所 青森県八戸市大字馬場町1番2号
氏 名 株式会社 日本政策金融公庫八戸支店

支 店 長 中 村 貴 修 印

住 所 青森県弘前市大字上鞘師町18番地1
氏 名 株式会社 日本政策金融公庫弘前支店

支 店 長 長 尾 能 邦 印